

政策目標 11-1：たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

上記目標の概要	たばこ事業については、我が国たばこ産業の健全な発展を図るため、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）及び日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）の趣旨・目的を踏まえた適切な運用を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（用語集参照）をはじめとするたばこに係る国際的な動向、受動喫煙防止等の喫煙と健康をめぐる国民の意識の高まり等を踏まえ、注意文言表示規制等を適切に行い、20歳未満の者の喫煙防止等のたばこに係る様々な課題に対応する施策を進めます。 塩事業については、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るため、塩事業法（平成8年法律第39号）の趣旨・目的を踏まえ、必要な施策を進めます。 （上記目標を達成するための施策） 政11-1-1：たばこ事業の適切な運営と管理・監督 政11-1-2：塩事業の適切な運営の確保
----------------	--

政策目標11-1についての評価結果

政策目標についての評価 B 進展が大きくない

評価の理由	たばこ事業については、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づき、たばこ事業者に対して、法の趣旨・目的を踏まえた許認可等及び管理・監督を行いました。また、たばこに関する規制については、注意文言表示規制等の見直しを行うため令和元年6月に改正した省令等を踏まえ、引き続き、規定された措置が円滑に実施されるよう対応しました。また、20歳未満の者の喫煙防止について、業界団体等とも連携しながら必要な取組を行いました。 塩事業については、令和5年度においては事務処理手続に時間を要した案件があったため、「塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率」の目標値を達成することができませんでした。一方、「塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況」及び「塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理」については適切に対応しました。 その結果、政11-1-2：塩事業の適切な運営の確保の評価が「b 進展が大きくない」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。
--------------	---

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等)
	たばこ事業に関しては、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法の趣旨・目的に沿った適切な運営を確保し、健全な発展を促進していくことが必要です。また、喫煙が喫煙者本人及び周囲の者の健康にとってリスクがあることが科学的に認められていることを踏まえ、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まりや、たばこ産業の変化等に対応し、喫煙と健康に関する規制等の見直しを図っていくことが、たばこ事業の適切な運営の確保等の観点からは重要です。なお、こうした喫煙と健康に関する規制や20歳未満の者の喫煙防止の取組等に当たっては、関係省庁と連携することで、効果的・効率的に対応しています。 塩事業に関しても、塩事業法の趣旨・目的に沿った適切な運営を確保し、健全な発展を促進していくことが必要です。また、塩事業センターの監督や塩需給見通し及び塩需給実績の公表など、必要最小限度の国の関与により、良質な塩の安定的な供給の確保等を図っています。

施策	政11－1－1：たばこ事業の適切な運営と管理・監督							
測定指標（定量的な指標）	[主要]政11-1-1-A-1：製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率（単位：％）							
	年 度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	達成度	
	目標値	99.5以上	99.5以上	99.5以上	99.8以上	99.8以上	○	
	実績値	99.9	100.0	99.1	99.9	99.9		
	（出所）財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。 （注1）各年度中に申請を処理したものに係る達成率を示しています。 （注2）標準処理期間：申請を受理した日の属する月末から2か月以内の期間をいいます。 （目標値の設定の根拠） 小売販売業の許可については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内に処理するように努めることとしています。近年の実績値が継続して目標値を上回っていたことを踏まえ、令和4年度から目標値を99.8%に引き上げており、令和5年度においても同水準の目標値を設定しています。 （目標の達成度の判定理由） 令和5年度の製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率は、99.9%となりました。そのため、達成度は「○」としました。							
	測定指標（定性的な指標）	[主要]政11-1-1-B-1：たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組						
		目 標	注意文言表示規制や広告規制、受動喫煙対策等について、関係省庁とも連携しつつ、規制の見直しなど、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に対応します。					達成度
（目標の設定の根拠） たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえ、国内措置を円滑に実施していく必要があるためです。								

	実績及び目標の達成度の判定理由	たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る規制である注意文言表示規制及び広告規制については、科学的知見の蓄積、喫煙と健康に関する意識の高まり、世界各国の規制の状況等を踏まえ、受動喫煙防止に関する注意文言表示を充実させるなどの所要の見直しを行うため、令和元年6月に省令等を改正しました。これに伴い、小売定価の認可の際に併せて、製造たばこのパッケージに記載された注意文言が省令等に適合した表示となっていることを確認するなど、改正後の省令等に規定された措置が円滑に実施されるよう対応しました。このように、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置の円滑な実施に適切に対応したため、達成度は「○」としました。	○
	[主要]政11-1-1-B-2：20歳未満の者の喫煙防止に対する取組		
	目 標	20歳未満の者の喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。 (目標の設定の根拠) 20歳未満の者の喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	20歳未満の者の喫煙防止の観点から、自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別機能付きたばこ自動販売機（以下、「年齢識別自販機」）の導入をたばこ小売販売業の許可の条件としており、2,254の小売店に条件を付与しました（参考指標1参照）。また、インターネットにより製造たばこを販売する場合には、予め公的な証明書により購入者の年齢確認等を行った上で販売することを許可の条件としており、120の小売店に条件を付与しました。 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第5条に違反したたばこ小売販売業者には厳正に対処しており、1の小売店に対し、たばこ事業法に基づいて営業停止処分（1ヶ月以内）としました。 このほか、各地で業界団体が開催する20歳未満の者の喫煙防止に係る会議に参加し、小売店に対して20歳未満の者の喫煙防止を徹底すること等を要請しました。 このように、20歳未満の者の喫煙防止に係る必要な取組等を行ったことから、達成度は「○」としました。	○
	[主要]政11-1-1-B-3：たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理		
	目 標	日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの申請に対する許認可等について、各財務（支）局等及び各税関とも連携しつつ、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行います。 (目標値の設定の根拠) たばこ事業者からの申請に対する許認可等について、各財務（支）局等及び各税関とも連携しつつ、たばこ事業法等の趣旨・目的に沿った円滑な処理を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行うためです。	達成度

	実績及び目標の達成度の判定理由	たばこ事業法に基づく許認可等の申請に対し、内容に応じ、各財務（支）局等及び各税関とも連携の上、同法の規定に沿って処理を行ったほか、日本たばこ産業株式会社の事業計画等の認可申請に対しては、日本たばこ産業株式会社法等に規定する同社の目的や役割等に照らし、その妥当性等を審査の上、認可を行いました。 製造たばこの小売定価の認可について、消費者の利益を不当に害さないかどうか等の観点から審査を行い、令和５年度においては、1,203品目（変更認可品目を含む。）の認可を行いました。 東日本大震災によって被災した小売販売業者に対する被災地域での営業所の仮移転の許可の弾力運用について、１件の処理を行いました。また、令和６年能登半島地震については、被災されたたばこ小売販売業者の営業再開が円滑に行われるよう、小売販売業の許可の取扱いについて弾力的な運用を行いました。 このように、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行ったことを踏まえ、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	たばこに関する規制については、令和元年６月に改正を行った省令等で規定された措置が円滑に実施されるよう、小売定価認可の審査において、製造たばこのパッケージに記載された注意文言が省令等に適合した表示となっていることを確認するなど、適切に対応しました。 20歳未満の者の喫煙防止について、許可条件の付与に加え、業界団体主催の20歳未満の者の喫煙防止に係る会議に参加し、小売店における20歳未満の者の喫煙防止の徹底等を要請するなど、必要な取組等を行いました。 たばこ事業者からの申請に対する許認可等について、小売販売業の許可に係る測定指標の目標値を達成しつつ、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行いました。 以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は「s 目標達成」としました。		

政１１－１－１に係る参考情報

参考指標１：小売販売業許可申請件数及び同許可件数

（単位：件）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
申請件数	6,700	5,933	5,153	4,471	3,857
許可件数	3,456	2,873	2,717	2,347	2,254

（出所）財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

施策	政11－1－2：塩事業の適切な運営の確保						
測定指標（定量的な指標）	[主要]政11-1-2-A-1：塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率（単位：％）						
	年 度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	達成度
	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	×
	実績値	100.0	100.0	100.0	100.0	96.2	
	（出所）財務（支）局等からの報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。 （注1）各年度中に申請を処理したものに係る達成率を示しています。 （注2）標準処理期間：申請を受理した日の翌日から20日以内の期間をいいます。 （目標値の設定の根拠） 塩の製造、特定販売及び卸売の登録については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日以内に処理するように努めるとしている中、引き続き全件を迅速に処理する必要があるため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。 （目標の達成度の判定理由） 令和5年度の塩の製造、特定販売及び卸売の登録に係る標準処理期間達成率は、96.2％となりました。令和5年度においては事務処理手続に時間を要した案件があったため、実績値が目標値を下回ったことから、達成度は、「×」としました。						
	[主要]政11-1-2-A-2：塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況						
	年 度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	達成度
	塩需給見通し （年1回）	○	○	○	○	○	○
	塩需給実績 （年1回）	○	○	○	○	○	
	（出所）理財局総務課たばこ塩事業室調 （注）「塩需給見通し」及び「塩需給実績」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合には×を記載します。 （目標値の設定の根拠） 塩事業者及び消費者に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給及び価格の安定を図るためです。 （目標の達成度の判定理由） 令和5年度は、「令和4年度塩需給実績（令和5年6月30日公表）」及び「令和6年度塩需給見通し（令和6年3月29日公表）」を所定の時期に公表しました。いずれも適切な時期に公表していることから、達成度は「○」としました。						
[主要]政11-1-2-B-1：塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理							
目 標	塩事業法の趣旨・目的に沿って円滑に、塩事業センターの事業計画及び収支予算の認可等の監督を行うとともに、各財務（支）局等及び各税関とも連携して塩事業者からの登録・届出に対する処理を行います。また、必要に応じ、塩の安定的な供給の確保や塩事業の適切な運営の観点等から対応を行います。					達成度	

測定指標 (定性的な指標)		(目標の設定の根拠) 塩事業法の趣旨・目的に沿って、円滑に、塩事業センターの監督を行うとともに、各財務(支)局等及び各税関とも連携して塩事業者からの登録・届出に対する処理を行うこと等を通じて、塩事業の適切な運営を確保し、良質な塩の安定的な供給等を確保する必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	塩事業センターの令和6年度事業計画及び収支予算については、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、塩事業センターの適正かつ確実な業務の運営を確保する観点から、塩に関する調査研究等に係る事業(調査研究、情報等の提供等)及び生活用塩供給等に係る事業(円滑かつ安定的な供給、塩の備蓄)の内容や事業実施のための費用の状況等について審査を行い、認可しました。 塩事業法に基づく塩事業者からの登録・届出に関しては、各財務(支)局等及び各税関とも連携して、塩事業の適切な運営を確保する観点から審査を行い、登録等の処理を行いました。また、令和6年能登半島地震については、被災された塩事業者の事務負担の軽減を図るため、塩事業に係る届出等の取扱いについて弾力的な運用を行いました。このほか、食用塩の需要量分について、国内産塩の供給を確保する必要があるため、国内産塩の競争力を高め、食用塩の安定的かつ円滑な供給を持続させていくため、イオン交換膜法による塩製造業において塩製造用電力の自家発電の用に供する石炭について、石油石炭税の軽減措置が設けられています。この適用について、前年度に引き続き各事業者から申請を受け、用途証明書の交付を行う等の対応を行いました。 このように、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出等に対し、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、適切な処理を行いました。そのため、達成度は「○」としました。	○
施策についての評価 b 進展が大きくない			
評価の理由	塩製造業者等の登録について、令和5年度においては事務処理手続に時間を要した案件があったため、測定指標の目標値を達成することができませんでした。 一方、令和4年度塩需給実績及び令和6年度塩需給見通しについては、適切な時期に公表しました。また、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出等に対し、塩事業法の趣旨・目的を踏まえ、適切な処理を行いました。 このように、主要な測定指標の一つに「×」があるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「b 進展が大きくない」としました。		

政11-1-2に係る参考情報

参考指標1：塩製造業者等登録件数

(単位：件)

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録件数	56	49	46	58	53

(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

評価結果の反映	(たばこ事業の適切な運営の確保) 引き続き、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る措置である喫煙と健康に関する規制等について、たばこ事業を巡る情勢の変化等を踏まえた必要な対応に取り組むことや、20歳未満の者の喫煙防止に係る取組の更なる徹底等を通じて、たばこ事業の適切な運営の確保等に努めます。
	(塩事業の適切な運営の確保) 引き続き、塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	○ 塩事業で評価が下がっているのは、小さなミスかもしれないが、財務省はこういうことは絶対に失敗しない省庁だという今までの信頼が崩れることに繋がりがねないので、早期に芽を摘んでいただきたい。
------------------	--

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし
--------------------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	塩需給見通し、塩需給実績（財務省ウェブサイト）
---------------------------	-------------------------

前年度政策評価結果の政策への反映状況	令和4年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 (たばこ事業の適切な運営の確保) 引き続き、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法に基づく許認可等の申請に対し、これらの法律の趣旨・目的に沿って円滑な処理を行うほか、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に係る措置である喫煙と健康に関する規制等について、たばこ事業を巡る情勢の変化等を踏まえた必要な対応に取り組むことや、20歳未満の者の喫煙防止に係る取組の更なる徹底等を通じて、たばこ事業の適切な運営の確保等に努めました。 (塩事業の適切な運営の確保) 引き続き、塩需給見通し及び塩需給実績の策定・公表、塩事業センターに係る認可等の監督や塩事業者からの登録・届出について、塩事業法の趣旨・目的を踏まえた処理等を通じ、塩事業の適切な運営の確保等に努めました。
--------------------	--

担当部局名	理財局（総務課たばこ塩事業室）	政策評価実施時期	令和6年6月
-------	-----------------	----------	--------